

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年9月

1 現状

(1) 職種ごとの職員数・平均年齢・平均給与等の状況（平成19年4月1日現在）

職 種	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西 宮 市	779 人	44.3 歳	349,056 円	461,095 円	414,630 円
清掃職員	247 人	42.6 歳	337,587 円	481,759 円	407,713 円
学校調理員	99 人	44.5 歳	337,188 円	395,625 円	391,865 円
用 務 員	116 人	47.1 歳	372,425 円	452,018 円	442,009 円
自動車運転手	34 人	47.8 歳	380,053 円	535,925 円	456,575 円
電話交換手	4 人	48.1 歳	376,608 円	428,388 円	425,485 円
そ の 他	279 人	44.1 歳	349,532 円	461,158 円	412,182 円
兵 庫 県	1,099 人	47.8 歳	348,444 円	423,412 円	391,872 円
国	5,193 人	48.8 歳	287,094 円	-	320,514 円

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、「平均給料月額」と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものです。

「平均給与月額（国ベース）」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算した数値です。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数の状況

年齢 \ 職種	職 種						
	全 体	清掃職員	学校調理員	用務員	自動車運転手	電話交換手	その他
～ 19							
20 ～ 24							
25 ～ 29	15 人	5 人	3 人	1 人			6 人
30 ～ 34	103 人	54 人	12 人	1 人			36 人
35 ～ 39	157 人	57 人	23 人	16 人	5 人		56 人
40 ～ 44	165 人	40 人	22 人	33 人	7 人	2 人	61 人
45 ～ 49	134 人	37 人	8 人	28 人	11 人	1 人	49 人
50 ～ 54	80 人	20 人	9 人	10 人	6 人		35 人
55 ～ 59	124 人	34 人	22 人	27 人	4 人	1 人	36 人
60 ～	1 人				1 人		
計	779 人	247 人	99 人	116 人	34 人	4 人	279 人

年齢は平成19年4月1日現在です。

(3) 民間企業の従業員の状況

	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円
調 理 士	40.4 歳	253,300 円
用 務 員	53.9 歳	227,200 円
自家用自動車運転手	58.6 歳	281,200 円
電 話 交 換 手	41.4 歳	213,200 円

上記民間データは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータ（3か年平均）を使用しています。

このデータに関しては、10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象にしており、その対象となる労働者についても、非常勤職員を含めた数値となっています。

本市技能労務職の職種と民間の職種の比較についても、年齢、事業内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

(4) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（市長部局等）及び企業職給料表（水道局）を適用し、各表とも1級から5級まで（5級制）を採用しています。

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当を該当者に支給しています。このうち、特殊勤務手当の内容は以下のとおりです。

種 類	支 給 基 準	支 給 額
病原動物駆除作業従事手当	病原動物駆除作業に従事した場合	1日 560円
葬儀業務従事手当	葬儀事業の現場業務に従事した場合	1日 660円
食肉センター業務従事手当	食肉センターにおいて現場業務に従事した場合	1日 500円
し尿処理作業従事手当	し尿の収集及び搬送作業又はこれらの業務に係る指導監督業務に従事した場合	1日 950円
	投入口における投入作業若しくは浄化槽の調査点検業務又はこれらの業務に係る指導監督業務に従事した場合	1日 920円
下水道清掃作業従事手当	下水道の清掃作業又は当該業務に係る指導監督業務に従事した場合	1日 950円
じんかい処理作業従事手当	じんかいの収集及び搬送作業若しくは終末処理作業又はこれらの業務に係る指導監督業務に従事した場合	1日 910～950円
ポンプ場業務従事手当	ポンプ場におけるポンプ運転作業（付随作業を含む。）又は当該業務に係る指導監督業務において、汚物清掃業務等に従事した場合	1日 370円
夜間特別勤務手当	浄配水作業で正規の勤務時間として、3交替制勤務の深夜業務に従事した場合	1回 730円

ウ 昇給基準

毎年1月1日を基準日として、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うこととしています。職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同日前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員を4号給とすることを標準として、各々の勤務成績に応じて決定しています。

2 技能労務職員等に対する取組方針

技能労務職員については、平成9年度以降は採用試験を凍結しています。この間、退職不補充や、それに伴う業務体制の見直し、あるいは民間委託の推進等により、合計200名を超える職員数の削減を行ってきました。

近年の主な取組内容

- ・ ごみ収集業務の民間委託区域拡大（H15～）
- ・ 老人ホームの給食調理業務の民間委託（H16）
- ・ 下水ポンプ場運転管理業務の年次的民間委託（H19～H28）
- ・ 超過勤務の縮減
- ・ 特殊勤務手当の抜本的な見直し（H18）

これらの取組によりまして、平成19年における技能労務職に係る人件費（年収ベース。共済費除く。）については、平成13年に比し、額にして15億円弱、率にして約25%の削減効果となりました。

今後も、引き続き業務体制の見直しや非正規職員の活用、民間委託の実施等につとめ、給与の適正化とあわせて、さらなる総人件費の抑制を行なっていきたいと考えています。

あわせて、技能労務職員の今後の採用については、行政サービスの公益性確保の観点から各業務内容の有り様や実施主体のあり方等についても検討しながら、本市としての技能労務職員に対する考え方を構築した上で、検討していきたいと考えています。